#### はじめに

本校では、南中学校区の教育目標である「豊かな心をもち、社会の一員としての自覚と責任を もってたくましく生きる子どもの育成」の具現化を目指し、義務教育9か年を見通した教育を金 子小学校・金栄小学校との連携、学校・家庭・地域の連携の下に推進している。

ここに、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第十三条の規定に基づき、全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を確立し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するため、次のとおり基本方針を策定した。さらに「いじめの防止等基本方針」(平成29年3月14日改定)を受け、改訂した。

- 1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
  - (1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

- (2) いじめの禁止(いじめ防止対策推進法第4条) 児童生徒は、いじめを行ってはならない。
- (3) いじめの定義(いじめ防止対策推進法第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## (4) いじめの理解

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①~⑩は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめを傍観することは、いじめ行為と同様に許されないことである。
- ④ いじめは、生徒からの自発的な訴えが寄せられにくく、事実の発見が難しい問題である。
- ⑤ いじめは、安易な気持ちや間違った認識から発生することもある。
- ⑥ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- (7) いじめは、解消後も注視が必要である。
- ⑧ いじめは、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑨ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑩ いじめは、学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

- 2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項(未然防止のための取組等)
  - (1) 学校におけるいじめの防止

いじめはどの学級、どの学校でも起こり得るということを、全ての教師が共通に認識し、いじめ問題に対して学校として組織的な対応を行う。

- ア 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の生徒に徹底させる。 また、いじめ等の言動などを見逃さないよう鋭い感覚を身に付ける。
- イ お互いを思いやり生命や人権を大切にし、人間関係や生活経験を豊かなものとするため、 学校の教育活動全体を通じた道徳教育、人権・同和教育及び体験活動等の充実を図る。
- ウ 生徒会活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団や社会の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てる。
- エ ねらいを明確に生徒に提示し、見通しをもたせて学習に取り組むなど、授業を楽しいと 感じることができる「分かる授業」を目指した授業づくりを実践する。
- オ 学級活動や学年集会などを通して、いじめは人間として最も卑劣な行動であり、理由の 如何を問わず、決して許される行為ではないことを常に生徒に呼び掛けていくことが必要 である。そして、何よりも命の大切さについて生徒に考えさせる。
- カ スクールカウンセラー等を活用するなど、教育相談体制を整備するとともに、「誰でも、 どこでも気軽に相談できる学校体制づくり」に努める。
- キ インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策として、生徒に道徳、学級活動などの中で関連性をもたせながら、情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。
- ク 校長のリーダーシップの下に、それぞれの教職員の役割分担や責任の明確化を図るとと もに、密接な情報交換により共通認識を図りつつ、全教職員が一致協力して指導に取り組 む実効性ある体制を確立する。
- 3 いじめの早期発見(いじめを見逃さない・見過ごさないための手だて等)
  - (1) 早期発見のための研修
    - ア 生徒の声に耳を傾ける。(生活記録「大樹」、教育相談等)
    - イ 生徒の行動を注視する。(授業中・休み時間等観察、放課後・部活動、Q-U検査の活用)
  - (2) アンケート調査等の実施
    - ア いじめアンケートも含めた「心をひらく日」の調査・活動を月に1度行う。
    - イ 「絆アンケート」(いじめに関する実態調査)を月に1度行う。
  - (3) いじめ相談体制
    - ア 月に1度行われる「心をひらく日」で希望者に生活面談や進路面談を実施するとともに、 それ以外でも適時生徒が希望をするときには面談ができる体制を整えておく。
    - イ 面談方法や面接結果について、スクールカウンセラー等の専門的な立場から助言を得る。
    - ウ 保護者に相談窓口等を紹介し幅広く啓発していく。
- 4 いじめに対する措置
  - (1) 被害生徒の保護
  - (2) 事実確認・情報共有(情報を集める。)
  - (3) 組織(「いじめ防止等対策委員会」) での対応(指導体制、方針の決定)
  - (4) 被害保護者に対する説明、支援
  - (5) 加害生徒への指導及び保護者支援
  - (6) 教育委員会への報告・連絡相談
  - (7) 安全措置 (緊急避難等が必要な場合)
- 5 いじめの防止等の対策のための組織の設置
  - (1) いじめの防止等を実効的に行うため「いじめ防止対策推進委員会」を設置する。
  - (2) 構成員

管理職、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、学級担任、スクールカウンセラー、不登校 等対策非常勤職員等から、実情に応じ招集し開催する。

### (3) 活動内容

- ア 未然防止に向けた取組
- イ 早期発見・早期対応の取組
- ウ 事実関係の究明
- エ 方針の決定
- オ いじめを継続させないための弾力的な対応

#### 6 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 イ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある と認めるとき。

(2) 調査組織「いじめ対策委員会」を開く。 構成員(管理職、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、学級担任、スクールカウンセラー、 不登校等対策非常勤職員、教育委員会担当者、必要に応じて外部専門家等を加える。)

- (3) 対処方法
  - ア 対応・報告
  - イ 調査
  - ウ 調査結果の報告・提供
  - 工 再発防止

# 7 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価に項目を設け、適正に事項の取組を評価する。

平成 26 年 2 月 28 日策定 平成 28 年 4 月 27 日改訂 平成 29 年 4 月 17 日一部改訂 平成 31 年 4 月 16 日一部改訂